

研究

日本部落史の再考について

〈第一回〉

まえがき

部落解放同盟近江八幡市協議会では、同盟員・市民・労働者・学生のみならずの解放理論が発展する方向で前回は(第二十九・三十・三十一号)は差別糾弾の論理を掲載してきました。今回は、近江八幡市労働部落解放推進委員会(竹中徳委員長)の西川秀夫事務局長が長年の研究の結果、同委員会の会報「解放」創刊号に「日本部落史の再考について」という組合員向けの研究を公表されました。本紙ではこの研究を数回に分けて掲載してゆきたいと思っておりますので、御意見、御感想等あれば解放同盟市協事務局までお願いいたします。

(1) 部落問題を学習していると、妙にひっかかることが多い。何故ひっかかるのかとその原因を考えてみると、はたと思いたることもあった。多くの日本史の本は、部落史に被抑圧民の視座が欠落していることがわかったのである。そこで部落史の視座から、日本史を読み直してみようと思ふようになった。いろいろな書籍を読み直している。そのせいか、または偶然かもしれないが、今回の会報誌で私に与えられたテーマは「部落史」であった。

(2) 現在、被差別部落は、近世権力(江戸幕府)が作ったものであるとされているが、それは以前は何であったのかとして、中世の賤民史が問題となり、さらにそれ以前の古代賤民史が問題となってくる。そこでなければ、日本歴史総体を動かし部落史の正しい位置づけができない。

近時、部落起源に関する著作が多数出ている。例えば『被差別部落形成史の研究』 船越 昌 著 『未解放部落の形成と展開』 渡辺 広 著 『被差別部落の歴史』 原田 伴彦 著 『部落史の再検討』 亀井 トム 著 などである。詳しく紹介できないが、部落史が原日本人住民史(原住民史)との関連で展開されていないことは確かである。

これらは、たいたいにおいて、「近世」被差別部落以降に主眼がおかれている。当市内にある被差別部落にしても、たいたい『滋賀の部落』によって江戸期くらいまでの歴史はわかるが、それ以前となるとまったく分らない。一般の「同和」研究では、身分差別は徳川三百年のなかで作られたものという誤った歴史が固定されて啓発されている。

亀井トム氏はその著作のなかで、「東アジア米作地域に共通してみられる賤民制の類似性の生成要因とその歴史的变化」を中心に論文を詳しく展開し、また船越氏は、「近世までは茶せん、さき、鉢屋、猿舞、風などの被差別民(部落)があったのに、なぜ、皮田(皮太)系のみが部落民とされて残されてきたのか」に焦点を当てて論及している。

いづれの書籍も未だ読んでいない方には、ぜひ一読をお願ひしておきたい。しかし、ここで、とりあげるのには、そういったものでなく、官制教科書の本日本史しか知らない人にとっては、突飛な歴史であり、「同和」教育で得た部落史を知っている人(権力説

をとっている)にとっては、間違った学説であるとして切り捨てられた。部落の異民族(先住民)起源説や職業起源説の見直しである。

いみじくも、部落解放同盟中央機関紙「解放新聞」に現在連載中の「日本文化史における賤民文化の位置②」(沖浦和光氏)で、沖浦氏も云っておられるように、最近の部落起源に関する研究は、職業起源説や民族起源説(人種説)の見直しの方向に進んでいるようである。

しかし、そうはいっても、なお「天和中心史観(皇国史観)」の日本史が横行し、人民分裂支配起源説(「被差別部落は分裂支配のためにつくられた」)が、またかなり影響力を持っている現在、近世部落史については、部落解放同盟においてささくは追及していない。

私が一番興味をひいたのもそこである。ある日とつぜん、江戸時代に被差別部落(エタ・非人)が形成されるはずがない。そこには、河原者と呼ばれた被差別民のいた中世、さらには、奴婢と呼ばれた「まつろわぬもの」たちのいた古代の賤民制と何らかの関連がなければならない。そういった問題意識を整理しながら、私は、

① 部落の起源はどの歴史段階までさかのぼれるのだろうか。――被差別部落の起源と形成史
② 古代から中世さらには近世へと賤民制は、どのような形で続いていたのか。――賤民の系譜
③ 政治的に抑圧され、人間的に差別された体制から疎外されてきた被差別民衆のなかからどのような歴史文化が生まれ、また、日本史のなかにおいて彼らはどのような社会的役割を担ってきたのだろうか。――日本史における賤と賤といった部分について、今後学習を深めていくことをみずからに課したい。

部落の成立と職業

以上は、この本稿の「まえがき」である。次から本格的に部落史について、入っていくことにしよう。とはいっても、私自身の研究論文ではない。部落史についての紹介文の性格のレポートと考えてもらいたい。なお、本稿が成るに際して諸先生、とりわけ、八切止夫氏に学ぶところの影響大であることをつけくわえておく。

《被差別部落の起源と形成史》

1 被差別部落の成立時期

被差別部落の成立時期については現在のところ定説がなく、諸説が相対立している状況である。それらを簡単に整理すると以下のようになる。

① 戦国期以前に部落が成立したとみなす説

渡辺広『未解放部落の史的起源』

落合重信『未解放部落の起源』

② 豊臣政権の時期に部落が成立したとみなす説

石毛芳久『被差別部落起源論』

船越昌『被差別部落形成史の研究』

森杉夫『近世未解放部落の成立と生活』

③ 十七世紀前半(ごく寛永期)に部落が成立したとみなす説

岸賢太郎『幕藩制の賤民身分の成立』

④ 十七世紀後半(ごく寛文・延宝期)に部落が成立したとみなす説

安達五男『被差別部落の史的起源』

後藤陽一『近世の身分制と社会』

以上のように諸説紛々たるものがあるが、大まかにいって、今日でいうところの部落成立の時期は豊臣期から江戸初期にかけての時期、つまり近世初頭であるとするのが今のところ最も妥当な見方であろう。なぜなら、被差別部落の制の起源は、近世身分制の中核身分成立をもつてその指標とするからである。ここで問題にしなければならないのは、近世身分の成立の問題と近世賤民制度の成立の問題を区別しなければならない点であろう。

2 近世部落の社会的系譜

＊(補足1)

被差別部落が近世初頭に設定されたとき、どのような社会階層の人々が部落に組み込まれたのであろうか。現在までの研究で明らかにされているものを整理すると次のようになる。

① 中世「賤民」

中世の河原者、穢多、遊芸民(鉢たき・唱門師・猿女・勧進等)、寺社の隷属民(聖・大神人)等々の系譜を引く部落

② 下層の諸職人

皮革関係業者(「皮多」身分の多くはのちの「穢多」身分に直結していく)、青屋(染色業)、金物細工人、竹細工(茶せん・さき)、水陸の運送業者(渡守・水夫・馬借)などの系譜を引く部落である。恐らく数のうえではこの社会階層の系譜を引く部落が一番多いのではなかろうか。――近世被差別部落の研究については、たいたい「皮田」系を中心になされている。

③ 水利・田畑の番人

④ 農民

近世初頭の検地帳に「かわた」などの肩書きのある耕作者人、百姓の記載が広汎にみられることから、農民階層の系譜も考えられる。

⑤ 流民・窮民――乞食

(部落解放研究所編『部落問題・資料と解説』より)

以上のように系譜は複雑であるが、いずれにしても当時の民衆の一部分であることに変わりはない。近世部落は、幕藩領主の政治的意図によって、城下町の外部、街道筋、川筋、谷あり、崖下等々の立地条件の劣悪な場所に配置された(「これらは「皮田」系部落と「非人」部落が多い)また江戸時代には、「穢多」身分だけでなく、多くの被差別民衆が存在した。「非人」をはじめとして、乞胸、風茶せん、さき、鉢屋、青屋、聖、猿舞、勧進などがいた。本稿で問題としたのは、①のこれら中世「賤民」の系譜である。

＜資料＞①

弾左衛門由緒書

――鎌倉藤原長史弾左衛門頼兼光――

長史(平家)、座頭、舞々、猿楽、陰陽師、壁塗、土鍋師、鋳物師、辻目睡(完)、(非人)、猿曳(廻し)、鉢叩、膳師、絃師、石切、土器作、放下師、笠縫、渡守、山守、青物染屋、色師、墨師、関守、鐘打(一銭剪、獅子舞、養作り、傀儡師、馬男、傾城屋湯屋

前記は、一六六七年(寛文七年)「穢多頭」浅草弾左衛門が江戸幕府に提出した彼の先祖、弾左衛門頼兼光が、源頼朝公より与えられたという下知状(「源頼朝御判」)である。そこには彼のもとに属するものとして二九座(種)の職種があげられているが、これらの職種は、ほとんど江戸期においても程度の差をあれ、皇親視されていたのであろう。(弾左衛門頼兼光は、源頼朝が釜利谷の薬師御前に生ませた子供であるとの説もある。――八切原住民史――

弾左衛門についての研究は、三好伊平次氏がくわしい。氏によると、弾は、武蔵・上野・下野・上総・下総・安房・陸奥の七国と常陸・相模・伊豆・駿河・甲斐の一部における長吏の頭として、在方に長吏小頭又は行事を置いて支配していた。彼は「部落の頭」であると同時に、政商・ギルドの大親分、小大名級官僚武士の階級性をもっていた(階級と身分が矛盾しながら共存している)。

＜資料＞②

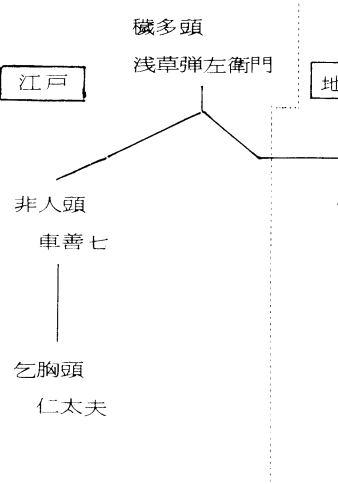
「乞胸頭家伝」

――略――住古より仕来候家業左の通り
物質、綾取、猿若、江戸萬歳、辻放下、繰り、淨瑠璃説経、物真似、仕形能、物語、講釈、辻勧進
右の外にても、……すべて見物人より銭申し請候者は往古、仁太夫より支配これあり……
乞胸家業の儀は善七支配請候へども、仁太夫始め、仲間者ともに元来町人に紛れこれなく候――略――
前記(乞胸頭)②は、江戸時代後期に乞胸頭仁太夫が自家の由緒を書き提出したものである。

乞胸は、身分は町人に属しながら家業についてのみ乞胸頭仁太夫の支配を受け、仁太夫は非人頭車善七の支配を受けていた。

その他にも、茶せん、さきなどがあつたことは前述のとおりであるが、これらの支配系統を図に示せば次のようである。

当時の支配系統図



これら賤民の系譜をしらべると、歴史のこぼれ話みたいなことが数多く発見される。これらについては、おいおい後述するつもりだが、たとえば、「首切り浅草弾左衛門」で有名な江戸時代の御試用の山田浅草弾左衛門は、弾左衛門の配下であったとか、「安寿と厨子王」で有名な「山椒太夫」も実は、散所太夫といつて、いわば、賤視された人々を統率していた者であったとか、『高野聖』で有名な「聖」も、本来は「卑事利(非事吏)」と書いていた賤民であるとかいう新知識が発見できる。

補足 参考資料

現在の部落差別の直接の関連は近世である。この点については、ほぼ一致しているが、それ以前についての部落の系譜になると、中世(鎌倉・室町時代)における生産労働の担い手、文化・芸術・芸能などの中世民衆文化の創造者・伝播者土(奴)一揆・一向一揆などの反権力斗争の担い手であったのは中世賤民である。部落の起源論の展開には、どうしても中世賤民の目し、中世賤民のはたした役割を再評価することが重要であるとする説と、中世賤民の研究はすることにしないが、歴史的・実践的に大したことはない。中世の賤民と近世のエタ・非人とはつながっておらず、その時代の生産関係が根底にあるのであって、そこをおさえなければならぬとする説の、二つに分れる。わたし自身は、「原住民から観た部落史」という史観を支持する立場から、前者の説をとりた。

部落解放同盟近江八幡市協議会では、解放理論が展開する方向で、近江八幡市労働部落解放運動推進委員会（竹中委員長）の西川秀夫事務局長が長年の研究の結果、同委員会の会報「解放」創刊号に「日本部落史の再考について」という組合員向けの研究を発表されました。

本紙ではこの研究を数回に分けて掲載してゆきたいと思っておりますので、御意見、御感想等あれば解放同盟市協事務局までお願いいたします。

研究〈第二回〉

日本部落史の再考について

混血の日本民族

二 古代賤民制から中世賤民へー賤民の系譜ー

近世の賤民身分は、古代・中世の賤民制に直結しているわけではない。戦国期は、下剋上といひ、身分関係が乱れ、賤民出身者でも武士や大名になった時代があった。それゆえ、天下を取った豊臣秀吉や徳川家康は、全面的な模範地や刀狩りとともに再び厳しい身分制度を設定したのである。しかし、日本の社会において古代からどのようにして身分が発生してきたかを知っておくことは近世身分を理解するうえで大切であると考えよう。

1 古代賤民制

- (1) よく知られているように、まわりを海でとりかこまれている日本列島は、北も南も東も、飛び石のように点在する多くの島々によって大陸とつながっている。日本の歴史や文化もこの島々をつたわってやってきた、さまざまな種族によってながい時間をかけてつくりあげられていったのである。
- (2) ユーラシア大陸から新石器時代の段階に入ってきた北亜の寒流系原ウル・アルタイ語族が日本列島を北から南へ移動しつつ分布した（これが原日本人となる）。しかし、これにも種々異説がある。
- (3) その後、カムチャッカ半島、千島、樺太、北海道、東北地方にいたる地域にアイヌ民族が渡来した。
- (4) 西日本では、縄文中期以降に東南アジアから台湾、沖縄を経て、南亜の暖流系文化をもったインドネシア系種族が渡来し、先住民と混血しつつ九州から北上した。これが卑人種である。
- (5) さらに南シナ海沿岸を北上し、山東半島から朝鮮半島西岸を経て、インドシナ系種族が渡来したが、これは中国の苗族系の種族で肥人と呼ばれた。
- (6) そのころ北アジアの広範な地域を占めていたツングース系の一分支である南ツングース族が朝鮮半島を南下し、半島南部でインドシナ族と混血して韓族を形成した。この韓族は、九州の諸種族と混血して、いわば倭韓人とも呼ぶべき一つの種族圏・文化圏を形成した。
- (7) それ以後、北朝鮮在住のツングース系である高句麗系種族（狩猟騎馬民族）や、中国の漢族も渡来して、表日本で先住民と混血した。
- (8) 以上、これらの種族の渡来経路を、水野裕氏の『日本民族の源流』から前述の沖浦和光氏が整理したものを引用したものである。それぞれの種族の出身や渡来の先後

ら文化をとり入れたことはよく知られているが、律令制（君主権を中心に、良・賤の区別を根本におく身分制を体系的に法制化したもの）も、前三世紀からの秦・漢帝国の胎体内質まれ、隋・唐の時代に国家的成立法として成立したものである。ある意味では、この律令制はまさに「ヘアジアの生産様式」（亀井トム）が産みだした法体系であった。白村江の敗戦（六六三年）や壬申の乱（六七二年）以降、本格的に唐律令の模倣がはじまり、七〇一年大宝律令が制定されるにおいて、日本律令はほぼ完成したのである。

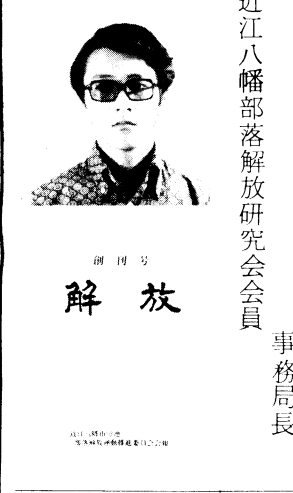
唐の律令をモデルにしたといっても、日本の律令制はかなりの独自性をもっている。天皇制にしても、中国や朝鮮の王朝と異った性格をもっているし、国政の中枢にある太政官と並ぶ神祇官の地位も唐制にみられぬところである。

余談であるが、この律令体制は、奈良時代を最盛期として天皇を頂点とする国家支配法として明治時代まで続いている。明治維新のさいの重要な諸改革の布告は、じつに太政官布告となされたものである。そして天皇制の再活性化とともに神祇官の地位も復権されている。

一つの国家が

- (4) それでは、なにゆえに古代律令国家は、このように急いで唐の国制をとり入れた大規模な改革をかけたのであろうか。氏族制度（加藤の制度、姓や部のシステム）をはじめとして、これまでの制度上の諸矛盾の打開という問題が直接的な契機になっていることはいうまでもないが、対外的な契機も見逃すことはできないのではないかと。つまり、唐と新羅の連合軍による百済の滅亡をはじめとして、大陸や朝鮮半島の政治・文化の動向が大きく影響しているのである。
- (5) さきに紹介した、八切止夫氏の「八切原住民族史観」で、こころへんまのこのことを語れば次のようになる。
- (6) ① 天の朝の天日槍命などとは今では知られていない。かつての天（古代海人種）縄文日本人を指している。系
- (7) の所謂、天孫民族の飛鳥王朝や、
- (8) ② 天の朝系を征服統合し統合した崇神王朝系のツングース系からモンゴリア系まで、北朝鮮経由で東日本から入ってきた騎馬民族の白山王朝
- (9) これら二つの系統は、記紀神話などによれば、天津神系と国津神系、あるいは、天孫系と皇孫系として、古代の天皇の系譜に表わされている。
- (10) ③ この①②の先住民（八切史観でいえば、日本原住民）は、西暦六世紀の頃、百済系の新興勢力のナラ王朝によって、「クダラ（？）ない者ら」としてみはな

西川秀夫（にしかわひでお）
近江八幡市労働部落解放推進委員会
事務局長



され、滅ぼされる。

④ ついで、六六三年の白村江の戦いで、唐軍が百済・日本（百済系王朝）連合軍を破り、大勝。そのまじ日本に通過し、己れに帰順帰化せず中華の風俗になじまぬ敵性人間を、みなゲッターに収容。やがて、壬申の乱にて弘文帝にお味方した者らが入れられへ大宝律令で賤と差別される。

さて、ようやく、こころあたりから、古代賤民制の姿があらわらえるようになる。ところで、日本は「二本」と云われるように古代には、日本列島には二つの国家があったとされる。一つは、九州にあった日向族が、東征（神武東征）により、近畿一円に勢力を誇ったナガスネヒコ（海人族）を敗走させ、その他に大和政権を成立させた国家。いま一つは、千島・北海道を経て、東北に住みついた荒吐族を原基として、神武軍に敗れたナガスネヒコ系部族や、蘇我氏に滅ぼされた物部氏の一族が流れ込み、混住してつづいた、ゆるやかな共和制の奥州国家である。（『東日流外三郡志』を参照）

物部氏を滅ぼした蘇我氏（日本書記にいう敏達）も、後の大化の改新による、唐勢力の藤原氏が藤原系をひくリーダーによって追われることになるのだが。

⑤ さて、八世紀になると東北へ追われていた日本原住民らが、秋田、胆（伊）沢、宇士、江刺、雄勝を主力に「蜂起し」、田子の浦まで進出。さらに、①の海人族や②の騎馬民族の末裔らは、箱根をええ近畿へ進入。アルタイの蜂起とよめ後に宝亀元年は当て宇。これを防ぐため河内より新帝（スエコ帝）が迎えられ対抗したが、長岡へ遷都。だがやがて河内その他の同族が奮戦力闘して東北へ撃退してのける。つまり夷駒八瀬といつたところは皆戸と呼ぶ収容所、のち安部比羅夫らは、武力より懐柔策に方向転換する。一夷をもつて夷を征す。

- (6) ⑥ 唐が九〇六年に契丹に滅ぶ。すると、日本海を渡って大挙、日本へきていた契丹系ツングース原住民は、日本のトウ（藤）王朝にしてみれば、母国を滅ぼした契丹は、不倶戴天の仇ゆえ、三三年後の天慶の乱で、賤とされ、ゲッターに送りこまれた。彼らのうち山へ逃げ隠れたのが山部になる。
- (7) やがて、夷駒の夷駒の北条一族が、馬のりの武闘派の蘇我氏の末裔の源氏（ミナモトの民）日本人のミナモトという意味）を利用して政権を奪う。北条政子らによって朝貢を落馬として処分されたミナモト族は、かつて自分らが追い立てられてきた平家部落へ逃げこみその者らが追い出し、「道の者」とする流浪の民にし、自分らが代って住みこんだが、戦国時代には狩り出され騎馬技術を生かした。しかし、織田信長の死後、秀吉の刀狩りで武装蜂起を抑えられ、千の宗易（利休）を殺され「茶せん」「ささ」と扱われるようになった。

部落の起源とは

なにして、八切氏によれば、当時の人口の八五％は、ゲッター（別所・院地・果内・産所と呼称された収容所。鎌倉時代には「散所奉行」なる役職が新設され、「散所」と統一された）に入れられた者たちであるといふことになる。

最近、刊行された本で八切止夫編『日本部落史料』と

いうのがある。本書は、故菊地山哉氏の『先住民と賤民族の研究』（一九二七年）の複製版であるが、その本を部落解放研究所歴史部が部落解放新聞（中央版）の八一年六月一日号以下三回にわたって批判をしているので、読者のなかには、ご記憶の方もあろうかと思う。良い悪いは別にして、日本の歴史を日本原住民史として展開しようとした先駆者は、いまのところ歴史小説家八切止夫しか見いだせない。この八切原住民族史の問題意識と成果を継承発展させようとしているのは、アイヌモシリなどの本源的共産主義を重視する太田竜氏である。

太田竜氏は、八切原住民族史をふまえて、「紀元前二〇〇年、縄文時代後期、弥生時代初期、大陸から朝鮮半島に確立された漢の武力を背景にして経済力による日本列島侵略が行なわれており、弥生式土器稲作農耕文化はこの侵略の結果である」と補完する。さらに「権力的水田文化の侵略は、その後四世紀の半ばに仁徳朝（河内王朝）以後一挙に大規模化し、八世紀初頭から藤原律令体制は東日本全域に向ってこの権力的稲作農耕の制度化を押しつけた」ということであり、「日本列島原住民」とは「この権力的農耕体制に組み込まれることを拒否した人々で、

- ① 縄文人系の子孫
 - ② 天の朝系の残党で権力的農耕奴隷となることを拒否した人々の子孫
 - ③ 河内王朝及び藤原体制下で①と②に対して数百年にわたる討伐戦（征服王朝と原住民の闘い）が行なわれ、全国二万余の捕虜収容所（別所）が設置されており、そして、ここに部落起源を求めねばならない」としている。
- また、「国家形成の起点とは、天の朝（弥生土器文化）に求められる。これは中国大陸からの経済的影響に促進されて生まれた、中国の従属国ないし植民地の性格の強い稲作農耕祭祀権力国家である。天皇制の根はここにあり。そして、八切説から継承すべき核心は、権力的農耕に組み込まれることを拒否した人々を純粋日本列島原住民として評価しているところにある」と評価している。
- このように、八切・太田の提起をふまえて、大和中心史観と異なる古代史（日本原住民史）の再構築こそ部落史・日本史の構成に必要であるといわねばならない。
- 故松本治一郎氏が「貴族族あれば賤民あり」といった言葉はまさしく歴史の示すところである。古代律令制によって、賤が作られ、貴の天皇制が身分として確立されたのである。賤は、目と鼻と舌から成り、貴は中、目から成っている。目は貨幣である。そして舌は小、中は大をあらわす。
- 諸国などの天皇制イデオロギーを軍国主義に利用しようとする勢力が強大になりつつある今日、私たち部落解放をめざす者は、真向うからこの「貴」と対決することこそ必要である。さらには「まっつらわぬ者」を「同胞一和」とするための「同和」教育をも打ち破らねばならぬであろうと考える。このことの重要性を蛇足であるが、あえて付記しておく。なぜならば、このような貴・賤を両極におく身分制によって、いつの時代でも、国家と民衆との支配隷属関係は持続されるものだからである。こういうことをみつめることなくしては、部落民の本当の姿・差別の本質というものはつかめず素通りされてしまふことが多いのである。
- 次回、第三回は中世賤民史